

紺綬褒章について

北陸先端科学技術大学院大学は、内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人・団体に授与される「紺綬褒章」の公益団体の認定を受けています。JAIST 基金にご寄附をいただき、「紺綬褒章」の推薦要件に合致している方（受章されるご意思をお持ちなど）について、本学から文部科学省（同省から内閣府へ）に推薦させていただいております。

紺綬褒章とは

紺綬褒章は、国の褒章制度のひとつで、公益のために私財（個人であれば 500 万円以上、団体であれば 1,000 万円以上）を寄附した方に授与される褒章です。予めお申し出いただいた分納によるご寄附も含まれます。（申請額により木杯等の物件も異なってくるので、完納時点で申請）

個人への授与

個人で公益のために 500 万円以上寄附頂いた方には下記のと通りの授与基準により、褒章（メダル）、章記、木杯が授与されます。

ご寄附の金額	授与されるもの
500 万円以上	紺綬褒章、章記
1,500 万円以上 2,500 万円未満	紺綬褒章、章記、木杯第五号
2,500 万円以上 5,000 万円未満	紺綬褒章、章記、木杯第六号
5,000 万円以上	紺綬褒章、章記、木杯第七号



紺綬褒章



木杯



上：飾版（金）／下：飾版（銀）
画像：内閣府ホームページより

※紺綬褒章をすでに授与された方が、さらに同種の褒章を授与される場合には、褒章にかえて飾版が授与されます。飾版は、銀製の細長い板状のもので、銀飾版が 5 箇に達したときは金飾版と引き換えることができます。

法人・団体への授与

法人・団体で 1,000 万円以上ご寄附された場合、受章者名を法人・団体等とした褒状（賞状）が授与されます。

申請の流れ・分納のお手続き

個人の方で一度に 500 万円以上のご寄附いただいた方には、当事務室より紺綬褒章の受章申請についてご案内いたします。受章申請をご希望の場合は、所定のお手続きをお願いいたします。

●申請に必要な書類（個人）

①履歴書（本籍、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、賞罰等記載）

②戸籍謄本（2 通）

※法人等の必要書類は、推薦のご連絡時にご案内します。

●申請の流れ（個人）

①ご寄附者様（申請者）

必要書類（履歴書、戸籍抄本（個人事項証明書）2 通）



②北陸先端科学技術大学院大学

申請書類作成、提出



③文部科学省/内閣府

審査・閣議



④北陸先端科学技術大学院大学

褒章到着、伝達



⑤ご寄附者様（申請者）

紺綬褒章お受け取り

※手続きとしては、申請から受章まで全体で 1 年程度かかります。（一年以上かかることもある）

※審査については、内閣府賞勲局にて行われます。そのため、審査内容・審査結果の理由等についてのご回答、また、受章の確約はできかねますこと、あらかじめご了承ください。

●分納のお手続き

紺綬褒章の受章申請に向けてご寄附の分納を検討くださる場合は、当事務室までお申し出ください。分納のお手続きをご案内いたします。なお、分納の期間に定めはありません。また、分納のお申し出をいただいた後にご寄附はご任意のものです。

お問い合わせ

<北陸先端科学技術大学院大学 基金事務室>

電話：0761-51-1059

メール：kikin@ml.jaist.ac.jp